

●香川県警察本部告示第20号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

香川県警察本部長 木下慎哉

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(取消処分者講習の細目) 第47条 略 (1) 略 (2) 香川県警察本部交通部運転免許課香川県運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）及び法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）において行うこと。 (3)～(6) 略	(取消処分者講習の細目) 第47条 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）は、施行規則第38条第2項並びに施行細則第87条及び第89条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 略 (2) 香川県警察本部交通部運転免許課運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）及び法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）において行うこと。 (3)～(6) 略
(更新時講習の細目) 第56条 略 (1) 略 (2) 運転免許センター、香川県警察本部交通部運転免許課東かがわ運転免許更新センター、香川県警察本部交通部運転免許課小豆運転免許更新センター及び香川県警察本部交通部運転免許課善通寺運転免許更新センター並びに三豊警察署及び觀音寺警察署（以下この条において「運転免許センター等」という。）において行うこと。ただし、香川県警察本部交通部運転免許課善通寺運転免許更新センターにおいて行う更新時講習は、法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対するものを除くものに限る。 (3)～(6) 略	(更新時講習の細目) 第56条 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（以下「更新時講習」という。）は、施行規則第38条第11項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 略 (2) 運転免許センター、香川県警察本部交通部運転免許課運転免許東讃センター及び香川県警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）並びに三豊警察署及び觀音寺警察署（以下この条において「運転免許センター等」という。）において行うこと。 (3)～(6) 略
(高齢者講習の細目)	(高齢者講習の細目)

第57条 略

- (1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所及び香川県警察本部交通部運転免許課小豆運転免許更新センター（以下この条において「届出自動車教習所等」という。）において行うこと。
(2)～(5) 略

第57条 高齢者講習は、施行規則第38条第12項に定めるものほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所及び運転免許小豆事務所（以下この条において「届出自動車教習所等」という。）において行うこと。
(2)～(5) 略

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。